

義務教育費国庫負担金の交付が過大

5件 不当金額(支出) 6554万円
(前年度 11件 1億9369万円)

1 負担金の概要

義務教育費国庫負担金は、公立の義務教育諸学校(小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程(これらを「小中学校」)並びに特別支援学校の小学部及び中学部)に勤務する教職員の給与及び報酬等に要する経費を国が都道府県又は政令指定都市(平成28年度以前は都道府県。以下「都道府県等」)に交付するものである。その額は、都道府県等の実支出額と教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定めた政令に基づいて都道府県等ごとに算定した額(以下「算定総額」と)のいずれか低い額の1/3となっている。

算定総額は、同政令に基づき、小中学校の教職員の基礎給料月額等に同教職員の算定基礎定数を乗ずるなどした額と、特別支援学校の小学部及び中学部(以下「小中学部」)の教職員の基礎給料月額等に同教職員の算定基礎定数を乗ずるなどした額とを合算して算定することとなっている。

このうち、算定基礎定数は、都道府県等ごとに当該年度の5月1日現在において、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(以下「標準法」)等に基づき、標準学級数等^(注1)を基礎として教職員の定数を算定し、更に「女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律」により臨時的に任用される者等の実数を加えるなどして算定することとなっている。

また、特別支援学校については、義務教育である小中学部のほかに幼稚部と高等部を置く学校^(注2)があるため、特別支援学校に勤務する全ての教職員の給与及び報酬等に要する経費に義務制率を乗ずるなどして小中学部に係る実支出額を算定することとなっている。

(注1) 標準学級数 標準法に規定する学級編制の標準により算定した学級数

(注2) 義務制率 「小中学部の標準学級数の合計」を「小中学部の標準学級数並びに幼稚部及び高等部の実学級数の合計」で除して求めた率

2 検査の結果

5府県において、算定総額の算定に当たり算定基礎定数の算定が過大となっていたり、実支出額の算定が過大となっていたりしていた。これらの結果、負担金計6554万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

上記の事態について、態様別に示すと次のとおりである。

ア 算定基礎定数の算定が過大となっていたもの

算定基礎定数の算定に必要な小中学校の標準学級数については、小学校の引き続く二つの学年の児童数の合計数が16人以下である場合若しくは児童の在籍しない学年の前後の学年の児童数がいずれも8人以下である場合(いずれも第1学年を含む場合を除く。)、又は中学校の引き続く二つの学年の生徒数の合計数が8人以下である場合は、当該二つの学年の児童生徒を1学級に編制して算定することとなっている。また、算定基礎定数の算定に必要な特別支援学校の標準学級数については、児童生徒が、文部科学大臣の定める障害(以下「障害」)^(注3)を二つ以上併せ有しているか否か^(注4)により、当該児童生徒を単一障害学級又は重複障害学級の対象児童生徒として整理した上で、重複障害学級に編制する二つ以上の学年の児童生徒数の合計数が3人以下である場合は、当該複数学年の児童生徒を1学級に編制して算定することとなっている。

4府県において、算定基礎定数の算定に当たり、次の①から③までの事態により、算定総額が過大に算定されていた。

① 小中学校の標準学級数の算定において、小学校の引き続く二つの学年の児童数の合計数が16人以下であったり、児童の在籍しない学年の前後の学年の児童数がいずれも8人以下(いずれも第1学年を含む場合を除く。)であったり、中学校の引き続く二つの学年の生徒数の合計数が8人以下であったりしているのに当該二つの学年の児童生徒を1学級に編制しておらず、標準学級数

を1学級とすべきところを2学級に編制していた事態 2県

② 特別支援学校の標準学級数の算定において、児童生徒が障害を二つ以上併せ有しているのに単一障害学級の対象児童生徒として整理したり、二つ以上併せ有しないのに重複障害学級の対象児童生徒として整理したりなどしていた事態 1県

③ 特別支援学校の重複障害学級の標準学級数の算定において、重複障害学級に編制する二つ以上の学年の児童数の合計数が3人以下であるのに当該複数学年の児童を1学級に編制しておらず、標準学級数を1学級とすべきところを2学級に編制するなどしていた事態 1府

(注3) 単一障害学級 障害を二つ以上併せ有しない児童生徒で編制する学級

(注4) 重複障害学級 障害を二つ以上併せ有する児童生徒で編制する学級

イ 実支出額の算定が過大となっていたもの

1県において、特別支援学校の小中学部の実支出額の算定に当たり、「小中学部の標準学級数の合計」を「小中学部の標準学級数並びに幼稚部及び高等部の実学級数の合計」で除すべきところ、「小中学部の実学級数並びに幼稚部及び高等部の実学級数の合計」で除していたため、義務制率が過大に算定され、実支出額が過大に算定されていた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	算定総額又は実 支出額	左に対する負担 金交付額	不当と認める 算定総額又は 実支出額	不当と認める 負担金交付額	摘 要
秋田県	秋田県	平成 24、 27、 28	円 1328億5784万	円 442億8587万	円 1億1373万	円 3791万	算定基礎定数の算定が過大となっていたもの(ア②の事態)
茨城県	茨城県	29	1169億6581万	389億8860万	1311万	437万	同(ア①の事態)
千葉県	千葉県	29	1704億3550万	568億1183万	4351万	1450万	同(ア①の事態)
京都府	京都府	29	465億2507万	155億0835万	586万	195万	同(ア③の事態)
徳島県	徳島県	29	347億0946万	115億6911万	2038万	679万	実支出額の算定が過大となっていたもの(イの事態)
計	5事業主体		5014億9370万	1671億6379万	1億9662万	6554万	